

衆院農水委員会で畠山和也議員が批判 TPPの農業競争力強化と一体に、大企業などの 誘致支援を強め、優良農地の転用を認めることは、 国として食料生産の責任を果たさず

農工法の導入対象業種の指定を全業種に拡大し、農地流動化目標を自治体の任意事項から義務的記載事項に変更すること、農地の集団化を促進し、進出企業・事業所に第一種農地も転用できるようにする「農村地域工業等導入促進法(農工法)改定案」が11日、衆院農林水産委員会でも自民、公明、維新の賛成多数で可決しました。

日本共産党の**畠山和也議員**は、同改定案は農工法の目的とする「農業と工業の均衡ある発展」からかけ離れていくことを指摘し、農地の集団化を最優先することで「農業の強じんさの基盤である多様性が失われる」。優良農地転用が適用され、「国として食料生産の責任を果たせなくなる」と批判し、反対しました。

山本有二農水相は、「法的制度を適切に運用し、優良農地の確保を図る」とだけしか述べず、**畠山議員**が「優良農地の確保は農水省の最優先課題、どのように維持し守っていくのか」と質したことに、具体的な答弁をできませんでした。**畠山議員**の質問要旨を紹介します。詳細は議事速報をご覧ください。

畠山和也議員「改正案で農業構造改善に関する目標は、義務的記載事項に変わる。農地の流動化を進める目標を各自自治体を持たせることになる。なぜ任意から義務的記載になったのか、『農業と産業の均衡ある発展を図る』ためと答弁があったが、均衡ある発展をする農村の姿とは異なる集団化、集約大規模化を促進するために、どのような業種でもいいから企業立地を進めるとなっているのではないか。なぜ就業促進と相まって農地の集団化となっているのか答弁してください」
佐藤速水農村振興局長「農業構造の改善の例示として農地の集団化と改正したわけで、農地の集団化を進めるために企業立地を行うのではないかと思います」

畠山和也議員「昨年出された『農村における就業機会の拡大に関する検討会中間まとめ』に『就業機会の拡大に当たっては、TPP政策大綱に位置づけられた施策が今後推進されることも踏まえ、検討を進める必要がある』として、今回の流れに至るようなことが展開されています。大臣に伺いますが、これらの行く末が農地の集団化であり、今日的にはTPPにおける農業競争力強化と一体のもの。そういう性格を伴った改正ではないのか。」

山本農水相は、農業以外の選択肢によって、就業機会の創出と所得確保を図ることが課題だから法改正するとして、「TPPと関係するものではない」と答弁しました。

畠山議員「首相自ら今後の通商政策はTPPを基準にすると言っている以上、その経済環境が前提になって、農地の集団化が例示として答弁され、最優先事項となって、農業の強じんさの基盤である多様性を失わせることになりはしないか。このような形で農工法の目的規定を変えたことについての危惧を表明します」「大手企業から見れば、地方拠点の強化に農工法も活用できる、農水省から言えば、地域の就業の場の確保に今回の改定ということでは裏の関係になる。ますます農業と産業の均衡ある発展からかけ離れてくる。農工法の改正で企業・事業所が地域未来投資促進法案における地域の牽引事業として認定されると第一種の農地も転用できることになる。その一方で、農地の集団化を目的とするから優良農地の取り扱いが矛盾することになる。優良農地の確保は農水省の最優先課題です。どうしてこんなふうな地域未来投資促進法案で優良農地転用可能となったのか、どうやって優良農地を維持し守っていくと考えているのか、きちんと答弁してください」
山本農水相「法的制度を適切に運用し、優良農地の確保を図ってまいりたい」**畠山議員**「新たな誘致を、農村の現状と関係なく支援するとこんなことが起きる。大臣も食料の生産基盤として必要だと認めている、その責任を国が果たせないことに強い危惧を持ちます。今回の改正案は、TPPを前提にした競争力強化の流れの中で進み、出発点から違う道を歩んでいることに強い懸念を表明します」。

農村地域工業
等導入促進法

農地の集団化を最優先することは、農業の多様性を失い 農工業の均等発展につながらない



質問する畠山議員
=11日、衆院農水委
(写真はしんぶん赤旗提供)